

令和4年11月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和4年11月28日（月）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主事
- 7 議題等
第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項14 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

| | |
|-----------|---|
| 会 長 | <p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより11月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>【異議なしの声】</p> |
| 会 長 | <p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、加藤清徳委員、佐藤庸子委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 補佐 | <p>それでは、第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第23号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p> |
| 松原八壽雄 委 員 | <p>11月21日、水野洋子委員、佐藤庸子委員と現地を調査しました。申請地は中央通り新居町交差点から維摩池に向かって北へ約300メートルのところに位置しています。土地の形状は、南北に細長く、西側は中央通りに接しています。北側及び東側は竹藪を挟んで霊園に接しており、南側は市街化区域で住宅地となっています。</p> <p>本件農地は、これまでの農地パトロールで草刈り等最低限の管理がなされていたところですが、今年のパトロールでバーベキュー施設への無断転用が判明したものです。</p> <p>転用目的はバーベキュー場で、南側に入口があり、中央は碎石敷きの駐車場、北側は3棟のテント小屋があります。テント小屋には囲炉裏の切られたログテーブルがあり、その南側には上水道が引かれた洗い場が設置されており、排水は中央通りの側溝へ放流されています。</p> <p>施設利用に関しては、譲受人が経営する店舗での購入者を対象に無料で利用できるというもので、次の観点から調査にあたりました。周辺農地への影響については、隣接する農地はないことから問題ありません。また、譲渡人に耕作の意思がないことも確認しています。施設の安全上の問題については、洗い場の排水に個別浄化槽の設置義務はない旨、野菜くず等の食物残渣は利用者が持って帰る旨、食器等の洗浄は想定していない旨、事務局を通じて確認しています。防火についても消火栓の設置義務はなく、家庭用の消火ポンペを設置していることを確認しています。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第23号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p> |

| | |
|--------------|--|
| 飯沼勝則 委 員 | 無断転用ということですが、始末書の添付はありますか。 |
| 事務局 補佐 | 始末書に相当する文書が添付されています。譲受人側としましては許可不要と認識していたようで、こちらとの理解の一致がされておらず、県とも相談してこのような形となりました。 |
| 飯沼勝則 委 員 | 内容について、少々ひっかかるものがありますが、始末書にあたるものとして理解すればよいということですね。 |
| 加藤清徳 委 員 | 証明書が添付されていますがこの文書の意味は何ですか。 |
| 事務局 補佐 | 譲渡人と譲受人の間で意思疎通ができているのかを確認したところ、この文書が譲受人から提出されました。 |
| 松原八壽雄 委 員 | 本申請は売買による権利移転に関するものですが、第三者が関係していたことが仮登記を見ると分かります。調査したときに、土地代金の支払いについて上手くいっていないのではないかと懸念があり、事務局の方で確認してもらった結果、その参考資料として証明書が提出されたものです。私自身としては、譲受人にこの土地が農地だという意識が低かったのではないかと感じました。そのため始末書に相当する文書としてこのような形になったと理解しています。それと売買そのものを農地法と関係なしにやってしまったことが、このようなことを生じさせてしまっているのかなと思います。 |
| 水野洋子 委 員 | 譲渡人ご本人に確認したところ、ふたりともご高齢で、お金のことや過去の第三者との契約のことも把握されていない様子でした。 |
| 水野政起 委 員 | 所有権移転の仮登記がされていた第三者の方には話は聞いてないのでしょうか。 |
| 事務局 | 第三者の方ともお会いしました。現在、既にその方の仮登記は抹消されているので権利関係者ではないですが、今回の事情を整理するため参考にお話を伺いました。過去に仮登記を付けたときに、代金は支払い済みで、今回譲受人が第三者に代金を支払って仮登記を移転したようです。実際のところ、お金の話は我々が認知するところではないとは考えますが、今回の申請では、土地所有者に申請の意思があったのかが問題で、それを確認するためにこの証明書をいただいています。 |
| 水野政起 委 員 | 過去にこの農地パトロールしていたときは、年に一回か二回、業者が草刈りしていましたが、これまでの管理は第三者の方がやっていたということですかね。 |
| 事務局 | そのようです。 |
| 会 長 | 他に質問もないようですので、これより採決に移ります。第23号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。 |

| | |
|-----------|--|
| 委 員 | 【挙手全員】 |
| 会 長 | 挙手全員により、第23号議案については、許可相当とすることに決まりました。 |
| 会 長 | これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項14「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。 |
| 事務局 補佐 | それでは、報告事項14「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、2件で560平方メートル、主な概要は、大塚町地内ほかで作業所1件、露天駐車場1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、11件で4,390平方メートル、主な概要は、東大久手町地内ほかで一般個人住宅10件、露天駐車場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。 説明は、以上です。 |
| 会 長 | 報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】 |
| 会 長 | 質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。 |
| 事務局 | 今月は特にございません。 |
| 会 長 | それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は12月26日(月)午後2時から講堂1にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。 |